

いわき市観光強化に向けたアドバイザー業務委託仕様書

1 委託業務名

いわき市観光強化に向けた専門家アドバイザー業務委託

2 目的

本市の観光入込客数は、増加傾向にあるものの、依然として震災前の水準に回復していない現状にある。

また、豊富な観光資源を有するがキラコンテンツが不足しており、観光客の市内周遊の仕掛けづくり等が課題となっている。

さらに、福島県浜通り地域唯一の温泉郷である「いわき湯本温泉郷」についても、宿泊者数の減少やインバウンド誘客の立ち遅れなど、厳しい状況が続いている。

このような状況を打開するため、本市観光強化に向け民間専門家の知見を活用し、現状分析による課題の整理や、観光コンテンツの発掘・磨き上げ支援等を行いながら、新たな観光施策の提案及び、既存事業の高度化、財源確保に向けた助言を行うこと。

合わせて、市及びDMO職員の育成支援を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約の日から令和9年3月19日まで

4 委託料（上限）

13,928千円（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務の内容

事業目的を達成するため、民間専門家（チーム）により、他地域における先進的な取り組み事例を調査し、本市への応用の可能性を整理するとともに、次の業務を総合的に実施すること。

なお、各業務の手続きや制作、準備、実施に係る一切の経費は、委託料に含まれるものとする。

(1) 本市観光振興に係る包括的アドバイス

本市が実施する観光施策の企画・立案・実施にあたり、専門的見地からの助言及び提案を行うこと。

(2) 現状分析・課題整理

既存のデータ、宿泊・観光施設でのアンケート調査及び、事業者へのヒアリング等を活用し、現状を分析し課題を整理する。

(3) 観光コンテンツの発掘・磨き上げ支援

① (2)で整理した課題の解決に向け、ターゲットを設定し、そのニーズに応えられるコンテンツの発掘及び磨き上げ支援を行うこと。

② また、新たな観光施策の提案及び、既存事業の高度化、財源確保に向けた助言を行うこと。

③ 観光市場のトレンドを反映した情報発信やAI検索に対応した情報発信手段の洗

い出しを行うこと。

- ④ 宿泊・飲食等の観光関連事業者を対象とした経営セミナー及び個別伴走支援を行うこと。

ア 経営セミナー開催 2回以上

イ 個別伴走支援 1社当たり3回×5社以上

(4) 市及びDMO職員の育成支援

観光まちづくりの司令塔として、観光施策の企画立案、事業設計、提案書作成、データ分析等に関する実践的な支援を行うこと。

(例) DMOに求められるKGI・KPIの計測方法など

なお、DMOへのヒアリングを経た上で具体的な支援内容を決定すること。

(5) 独自提案

上記(1)~(4)の必要提案事項と連動し、委託業務全体の効果を高め、かつ、継続的な本市観光まちづくりに資する独自提案事項がある場合には、企画提案すること。

ただし、実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費と併せて、委託料の上限の範囲内とする。

6 業務の実施

(1) 業務行程表の提出

受託者は、業務開始にあたり、作業の詳細な実施内容や作業の進め方・方法、役割分担等を明記した「業務工程表」を、委託者に提出すること。また、受託者は業務の進捗状況等を適切に管理し、工程に変更が生じた場合は、適宜、委託者と協議の上、業務工程表を変更し再提出すること。

(2) 業務実施責任者の配置

受託者は、本業務を実施するにあたり、業務実施責任者を1名以上配置するとともに、本業務を円滑に実施できる体制を整備すること。

(3) 会議の開催等について

受託者は、業務の進捗状況等について、必要に応じ会議を開催し、委託者と協議を行うこと。また、協議終了後は「協議録」を作成し、委託者の承認を得ること。

7 提出書類

受託者は、次の号に掲げる書類を委託者が指定する日まで提出しなければならない。

○ 着手届（事業着手後、直ちに提出）

○ 完了届（事業終了後、直ちに提出）

○ 業務完了報告書

受託者は、本業務終了後、速やかに委託契約書に規定する業務完了報告書を提出すること。同報告書には、本業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、各事業の実績や効果並びに本業務により得られた各種データを含めること。

○ 現状分析・課題整理レポート

○ 観光コンテンツ評価シート・磨き上げの内容

○ ターゲット・プロモーション方針

○ セミナー実施報告及び、伴走支援実施内容の報告

- 観光施策企画立案に関する整理資料
- その他必要と認める書類

8 特記事項

(1) 著作権等

本業務の実施により生じた著作物に関する著作権及び使用权は全て委託者に帰属するものとし、著作物の継続的な使用、再編集、増刷は委託者において自由に行うことができるものとする。

また、委託者が著作物を使用するにあたり、著作人格権を行使しないものとする。

(2) 機密保持等

受託者は、本仕様書に定めるところのほか、いわき市個人情報の保護に関する法律施行条例、その他関係法令を遵守するものとする。

(3) 再委託等の禁止

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてならない。

ただし、本業務の一部を再委託若しくは請け負わせようとするについて、委託者から承認を得たときは、その限りではない。

(4) その他

- ① 本仕様書に疑義が生じた場合、委託者と受託者が協議のうえ委託業務を遂行するものとする。
- ② 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。